○屋外広告物沿道景観地区の指定及び屋外広告物沿道景観地区掲出基準の決定

平成11年12月21日
三重県告示第612号

改正　平成18年３月28日三重県告示第277号　平成19年１月９日三重県告示第15号

三重県屋外広告物条例（昭和41年三重県条例第45号。以下「条例」という。）第８条第１項の規定により屋外広告物沿道景観地区を指定し、条例第８条の２第１項の規定により屋外広告物沿道景観地区掲出基準を次のように定めます。

１　屋外広告物沿道景観地区の名称

奥伊勢屋外広告物沿道景観地区

２　屋外広告物沿道景観地区の区域

国道42号の伊勢自動車道勢和多気インター交差点から大紀町と紀北町との境まで（道路端から100メートル。ただし、家屋連担地域は、30メートルの区域内とします。）

３　屋外広告物沿道景観地区掲出基準の概要

（１）　景観風致維持基準

この基準は、条例第８条の２第３項第１号の規定により定め、次のものについては、同条例施行規則（昭和41年三重県規則第59号）別表の許可基準にかかわらず、以下の基準を適用します。

ア　禁止地域の自家用広告物

（ア）　壁面広告　表示面積は、同一壁面面積の５分の１以下

（イ）　屋上広告　一面の表示面積は、15平方メートル以下
高さは、設置する場所までの高さの３分の１以下かつ５メートル以下

（ウ）　広告板　表示面積は、一面につき10平方メートル以下

（エ）　広告塔　表示面積は、一面につき５平方メートル以下

（オ）　サイン・ポール　表示面積は、一面につき2.5平方メートル以下

（カ）　広告旗　禁止（条例第６条第３項第１号に掲げる広告物から、広告旗は除くこととします。）

イ　許可地域の自家用広告物

（ア）　壁面広告　表示面積は、同一壁面面積の３分の１以下

（イ）　屋上広告　一面の表示面積は、25平方メートル以下
高さは、設置する場所までの高さの２分の１以下かつ10メートル以下

（ウ）　広告板　表示面積は、一面につき25平方メートル以下

（エ）　広告塔　表示面積は、一面につき12.5平方メートル以下

（オ）　サイン・ポール　表示面積は、一面につき2.5平方メートル以下

（カ）　広告旗　禁止（条例第６条第３項第１号に掲げる広告物から、広告旗は除くこととします。）

ウ　許可地域の一般広告物

（ア）　壁面広告　表示面積は、一面につき1.5平方メートル以下
表示内容は、施設名、距離を表す表現及び矢印等の行き先を示す表現に限ります。
地は緑色、文字等は白色に限ります。

（イ）　突出広告　同上

（ウ）　屋上広告　同上

（エ）　広告板　同上
ただし、道路管理者の許可を受けて、道路上に道路標識の様式に準じ設置されたものはこの限りではありません。

（オ）　広告塔　同上

（カ）　サイン・ポール　同上

（キ）　広告旗　禁止

エ　禁止地域の管理広告

表示面積は、一面につき３平方メートル以下

広告旗の使用は認めません。（条例第６条第３項第２号に掲げる広告物から、広告旗は除くこととします。）

（２）　景観形成指導基準

この基準は、条例第８条の２第３項第２号の規定により定めるもので、同条例第８条の３第４項により尊重しなければなりません。

ア　広告物の共通基準

（ア）　野立広告物の周辺には、つつじ、さつき等低花木の植栽を施すこと。

（イ）　広告面の色彩は、無彩色及び３色程度とし、補色を極力避けること。

（ウ）　広告物表示面に、地場産品の素材等をできる限り使用すること。

（エ）　赤、オレンジ、青、紫、黒等の識別性の高い色彩を使用する場合は、明度及び彩度を下げること。

イ　禁止地域の自家用広告物

（ア）　壁面広告　表示面積は、同一壁面面積の10分の１以下

（イ）　屋上広告　一面の表示面積は、10平方メートル以下

高さは、設置する場所までの高さの４分の１以下かつ５メートル以下

（ウ）　広告板　表示面積は、一面につき５平方メートル以下

（エ）　広告塔　表示面積は、一面につき2.5平方メートル以下

（オ）　サイン・ポール　表示面積は、一面につき1.5平方メートル以下

ウ　許可地域の自家用広告物

（ア）　壁面広告　表示面積は、同一壁面面積の５分の１以下

（イ）　屋上広告　一面の表示面積は、20平方メートル以下

高さは、設置する場所までの高さの３分の１以下かつ10メートル以下

（ウ）　広告板　表示面積は、一面につき10平方メートル以下

（エ）　広告塔　表示面積は、一面につき５平方メートル以下

（オ）　サイン・ポール　表示面積は、一面につき1.5平方メートル以下

エ　禁止地域の管理広告

表示面積は、一面につき1.5平方メートル以下

附　則

この告示は、平成12年３月21日から施行する。

前　文（抄）（平成18年３月28日三重県告示第277号）

公表の日から施行します。

前　文（抄）（平成19年１月９日三重県告示第15号）

公表の日から施行します。